

大阪府告示第623号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり法第12条第1項及び第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる。

平成29年4月3日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
法第12条第1項及び第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日
平成29年4月3日